

第 34 条の 2 に基づく労働者派遣に関する料金の額の明示

●派遣先の 1 日あたりの平均額 19,269 円

●派遣社員の賃金の平均 12,847 円

※労働者派遣に関する料金の額には、所定外、深夜、休日のほか各種手当、福利厚生費、交通費等が含まれます。

法第 23 条第 5 項に基づく情報公開

●マージン率 33.0%

※この割合には次の費用が含まれます。

雇用主負担の健康診断料、有給休暇への充当費用、教育研修、福利厚生、応募広告費にかかる費用、労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料。

営業、採用活動、賃料、通信費などの費用。

●労働派遣者の数 6 名 ※2024 年 11 月 1 日時点

●教育訓練に関する事項

一般常識、モラル、ビジネスマナー、安全衛生、その他業務研修など

●派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

入職時等基礎的訓練 (対象) 新規派遣労働者 (賃金支給) 有給 (訓練費費用負担) 無償

職能別訓練 (対象) 派遣労働者及び待機中の者 (賃金支給) 有給 (訓練費用負担) 無償

階層別訓練 (対象) 入社 3 年目以上の派遣労働者 (賃金支給) 有給 (訓練費用) 無償

法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

●労使協定を締結している

●労使協定の対象となる派遣労働者は弊社と派遣契約を締結する全ての派遣労働者

●労使協定の有効期間は 2025 年 3 月 31 日